

臨時の水質検査

水質検査表(7)

臨時の水質検査が必要な状況		検査項目
井戸原水の水質が著しく悪化したとき		色度、濁度、マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物、大腸菌など
井戸原水に異常があったとき		対象物質の検査、臭気など
取水井戸付近・給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき		一般細菌、大腸菌、残留塩素、クリプトスポリジウムなど
浄水過程に異常があったとき	ろ過不良	色度、濁度、マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物、一般細菌、大腸菌など
	塩素注入異常	一般細菌、大腸菌、残留塩素、臭気など
	紫外線処理異常	クリプトスポリジウムなど
配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき	配水管工事等	色度、濁度、残留塩素、 (状況に応じて)水質基準項目51項目など
	水道施設の汚染	色度、濁度、大腸菌、一般細菌、 (状況に応じて)水質基準項目51項目など
その他特に必要があると認められたとき		必要に応じた検査

※ 検査項目の一部は、委託検査により実施します。